

水産加工振興基金特定資産取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、平成26年8月20日 財団法人北海道水産加工振興基金協会から解散に伴う残余財産の寄付をうけ、寄付者の意思に従って水産加工振興基金特定資産として管理運営することを目的とする。

(使用目的)

第2条 当該資産は、定款第4条第1項第1号の事業「北海道の水産に関する学術及び技術開発に係る試験研究、調査を支援し、その振興に寄与する事業」に使用するものとする。

(目的外取崩の制限)

第3条 目的外取崩は認めない。

(目的取崩の条件)

第4条 寄付者の意思「北海道の水産に関する学術及び技術開発に係る試験研究、調査を支援しその振興に寄与するため」の遂行のため、理事会が特に必要と認めたときは取崩すことが出来る。

(管理・運用)

第5条 管理・運用は、元本が確実に回収でき、かつ、なるべく高い運用益が得られる方法で行うものとする。

(改廃)

第6条 この要領の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第7条 この要領の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要領は、平成26年9月16日（理事会で決議した日）より施行する。